

防危第1496号

平成27年7月13日

(一社) 山梨県エルピーガス協会 御中

山梨県総務部防災危機管理課長

(公 印 省 略)

国民保護法施行令第27条第10号で定める「生活関連等施設
に関する安全確保の留意点」の一部変更について (送付)

このことについて、消防庁国民保護・防災部国民保護室長から別添のとおり送付がありました。資機材の整備、巡回の実施のあり方などについて、貴協会員及び関係団体等へ周知願います。

山梨県防災危機管理課
防災企画 渡井
電話 055-223-1432

消防国第58号
平成27年7月1日

各都道府県国民保護主管部局長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室長
(公印省略)

「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について (送付)

国民保護法第32条に基づく基本指針において、同法施行令第27条各号に列記されている生活関連等施設の所管省庁は、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めることとされております。

内閣官房において、各省庁の協力の下、平成17年8月に「生活関連等施設の安全確保の留意点」を取りまとめ、消防庁を通じて各都道府県に通知しているところですが、この度、その一部変更について内閣官房より通知がありましたので送付いたします。

各都道府県におかれては、管内市町村及び生活関連等施設の管理者に周知されるようお願いいたします。

連絡先 消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室 担当：小泉係長、安藤事務官、植村事務官 住所：〒100-8927 千代田区霞が関2-1-2 TEL：03-5253-7550 FAX：03-5253-7543
--

<参照条文>

○ 国民保護法

(基本指針)

第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2～6 (略)

(生活関連等施設の安全確保)

第一百零二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2～8 (略)

○ 国民保護法施行令

(生活関連等施設)

第二十七条 法第一百零二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号の電気事業者又は同項第十二号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力五万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧十万ボルト以上のものに限る。）

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第三項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）

三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項の水道事業又は同条第四項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため一日につき十萬立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの

四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の鉄道施設又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設であって、

鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものうち、当該施設の日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上であるもの

五 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号の電気通信事業者（同法第九条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第三十三条第一項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く。）

六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う同条第四号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第二十号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であって、同法第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から同法第二条第一号の放送をされる同条第二十七号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備

七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定める係留施設又は同項第二号の国土交通省令で定める水域施設若しくは係留施設

八 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の同法第六条第一項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項の航空保安施設

九 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二章の規定の適用を受けるダム

十 法第百三条第一項の危険物質等の取扱所

○ 国民の保護に関する基本指針

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 平素からの備え

- 生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。この場合において、消防庁、警察庁及び海上保安庁は、生活関連等施設の所管省庁に対し、生活関連等施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を助言するものとする。消防庁は、都道府県知事に対し、施設の安全確保の留意点を通知するものとする。
- 都道府県知事は、その国民保護計画で定めるところにより、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び施設の安全確保の留意点を通知するとともに、都道府県公安委員会及び海上保安部長等と協力して、施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網の構築に努めるものとする。

事 務 連 絡
平成27年4月21日

各指定行政機関国民保護担当者 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について

「生活関連等施設の安全確保の留意点」に係る変更について」（平成27年2月19日付け事務連絡）の調査結果を踏まえ、平成17年8月に定められた「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部を別添1及び別添2のとおり変更したので、お知らせします。

なお、消防庁におかれましては、各都道府県に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。

（添付資料）

別添1 生活関連等施設の安全確保の留意点（変更後）

別添2 新旧対照表

【事務担当】

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

青山補佐、池町主査

Tel: 03-3581-3465

Fax: 03-3581-5671

E-mail: yasushi.aoyama@cas.go.jp

akifumi.ikemachi@cas.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点

(平成 2 7 年 4 月)

生活関連等施設の安全確保の留意点（目次）

1. 総務省関係	1
2. 総務省消防庁関係	3
3. 文部科学省関係	5
4. 厚生労働省関係	7
5. 農林水産省関係	17
6. 経済産業省関係	21
7. 国土交通省関係	30
8. 原子力規制庁関係	38

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
総務省

1. 施設の種類

電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備（国民保護法施行令第 27 条第 5 号）

2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものによっては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設（当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。）の巡回を実施する等、自主警戒の強化に努めること。
- ・ 関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設（特に、交換設備を設置する通信機械室）への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ その他、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和 62 年郵政省告示第 73 号）に定める対策の実施に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課安全・信頼性対策室

電話 03-5253-5862

FAX 03-5253-5863

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
総務省

1. 施設の種類

国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第27条第6号）

2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 事案発生時に施設の警備等を実施する関係機関（都道府県警察等）との緊密な連絡の下、施設の巡回その他の自主警戒の強化に努めること。
- ・ 事案発生時に迅速な対応が可能となるよう、上記の関係機関（都道府県警察等）との連絡体制を確立すること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ 同一の施設を複数の放送事業者で利用している場合には、上記の各措置について、放送事業者間で緊密な連絡をとること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省情報流通行政局地上放送課

電話 03-5253-5793

FAX 03-5253-5794

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
総務省 消防庁

1. 施設の種類

危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所）
（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 1 号）

2. 施設の特性

- （1）危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 の 3 第 3 項の特定屋外タンク貯蔵所
 - ・ 施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。
 - ・ 石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。
- （2）消防法第 12 条の 7 に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設
 - ・ 大量の危険物を取り扱う施設である。
- （3）その他（（1）、（2）を除く）の危険物施設
 - ・ 火災危険性が高い物品を貯蔵し、又は取り扱っている。

3. 安全確保の留意点

（1）平素からの備え

【都道府県知事】

- ・ 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。
- ・ 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・ 避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。
- ・ 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。
- ・ 市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。

【事業者】

- ・ 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の侵入に注意すること。
- ・ 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・ 避難経路の確認を行うこと。

- ・ 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

（２）武力攻撃事態等における留意点

【都道府県知事】

- ・ 特に、２（１）及び（２）の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。
- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。
- ・ 都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。
- ・ 消防法第１２条の３にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・ 国民保護法第１０３条第３項第２号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・ 消防法第１６条の３第３項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。

【事業者】

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。
- ・ 消防法第１６条の３第１項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。
- ・ 消防法第１６条の３第２項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故を発見した者は、直ちにその旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に通報すること。

4. 所管省庁の連絡先

消防庁危険物保安室

電話 ０３－５２５３－７５２４

FAX ０３－３５８１－７５３４

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
文 部 科 学 省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）

2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下、生物剤等）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので文部科学省・文化庁国民保護計画別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。
- (2) 施設を有する機関の長は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、施設を有する機関の長は、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施設された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
 - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。
 - ⑧ 都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、右関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。

- ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

電話 03-6734-4113

FAX 03-6734-4114

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
厚生労働省

1. 施設の種類

水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第 27 条第 3 号）

2. 施設の特性

- ・ 国民が直接口にする飲料水を供給する。
- ・ 水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。

3. 安全確保の留意点

- ・ 関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。
- ・ 水源の監視を強化すること。
- ・ 水道施設の防護対策を確認すること。
- ・ バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
- ・ 当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
- ・ 備品、薬品等の管理を徹底すること。
- ・ 施設関係図面等の管理を徹底すること。
- ・ 一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
- ・ 緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。
- ・ 給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
- ・ 応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。

4. 所管官庁の連絡先

厚生労働省健康局水道課

電話 03-3595-2368

FAX 03-3503-7963

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）

平成 27 年 4 月
厚生労働省

1. 施設の種類

毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 2 号）

2. 施設の特徴

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者が所持し、毒物又は劇物を保有する施設。なお、毒物又は劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。

※ 施設のうち、毒物においては 20 トン程度、劇物においては 200 トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。

3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備にあたっては、まず、今ある毒物劇物の保管又は取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する

○ 武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭においた設備に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。
 - ※ 漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮
 - ※ 不審者に容易に見つけられ、盗取等されないよう配慮
- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備には施錠及び柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。
 - ※ 漏洩した毒物劇物を收容する設備（防液堤や排液処理設備）などの設置
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤及び措置を行う者のための保護具等を準備する。
 - ※ 保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備

※ 中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確保できる手段を整備

※ 土嚢（漏出のせき止め）、ビニールカバー（飛散を防ぐため）や空容器（漏洩した毒劇物を回収するため）等災害の拡大を防止するための部材等を準備

※ 反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備

- ・ 上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。

○ 武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。

- ・ 施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。

※ 管理台帳、又は事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備

※ 夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認ができるよう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供

※ 毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）にも情報提供

- ・ 毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。

- ・ 武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

- ・ 毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、搬送経路が武力攻撃の危機にさらされている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。

- ・ 海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。

- ・ 施設全体の警備体制を整備する。

※ 施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討

※ 平素から自治体（県庁担当部局や保健所等）、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める

- ・ 上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。

※ 訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施

- ・ 上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。

○ 武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

- ・ 通報体制を整備する
 - ※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等注1（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制及び連絡先一覧の作成
 - 注1：海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ
 - ※ 災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見やすいところに掲げる。特に、拡散しやすい毒物劇物など（ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど）、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡を取る体制やマニュアル等を整備
 - ※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備
 - ※ 災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有
- ・ 応急措置体制を整備する。
 - ※ 毒物劇物の保管又は取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法
- ・ 避難体制を整備する。
 - ※ 関係者及び関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める
- ・ 被害の拡大防止体制を整備する。
 - ※ 周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努める。
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画及び訓練・教育計画を立て、実施する。

○ その他の留意事項

- ・ 上記の留意点は、緊急処理事態についても準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

電話 03-3595-2298

FAX 03-3593-8913

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）

平成 27 年 4 月
厚生労働省

1. 施設の種類

薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 8 号）

2. 施設の特性

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近い場合、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

3. 安全確保の留意点

○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（法第 48 条第 1 項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（法第 48 条第 2 項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。（平成 13 年 4 月 23 日医薬局長通知 医薬発第 418 号）
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。（同上）
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。（同上）
- ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防及び警察、海保（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
- ・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○ その他留意事項

- ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒劇物の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局総務課

電話 03-5253-1111（2712）

FAX 03-3591-9044

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-5253-1111（2739）

FAX 03-3597-9535

厚生労働省医薬食品局安全対策課

電話 03-5253-1111（2756）

FAX 03-3508-4364

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）

平成 27 年 4 月
厚生労働省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）。

2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので厚生労働省国民保護計画別添に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（厚生労働省国民保護計画別添に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること）。
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
 - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。

- ⑧ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

【国立感染症研究所についての連絡先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課
電話 03-3595-2171
FAX 03-3503-0183

【診療所についての連絡先】

厚生労働省医政局総務課
電話 03-3595-2189
FAX 03-3501-2048

【病院についての連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課
電話 03-3595-2194
FAX 03-3503-8562

【医薬品産業についての連絡先】

厚生労働省医政局経済課
電話 03-3595-2421
FAX 03-3507-9041

【衛生検査所についての連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室
電話 03-3595-2194
FAX 03-3507-9041

【保健所・地方衛生研究所についての連絡先】

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課地域保健室
電話 03-3595-2190
FAX 03-3502-3099

【ワクチン・抗毒素についての連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課
電話 03-3595-2257
FAX 03-3581-6251

【医薬品製造所に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-3595-2431

FAX 03-3507-9535

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒薬及び劇薬を取り扱う施設）

平成 27 年 4 月
農 林 水 産 省

1. 施設の種類

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬の取扱施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 8 号）

2. 施設の特性

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。

3. 安全確保の留意点

○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 48 条第 1 項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 48 条第 2 項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。
- ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努めること。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立すること。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するための、毒薬及び劇薬を取り扱う施設の停止、毒薬及び劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備すること。

○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知すること。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
- ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○ その他留意点

- ・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、毒物劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、生物剤又は毒素を取り扱う製造所等においては、生物剤又は毒素の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒薬及び劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

電話 03-3502-8701

FAX 03-3502-8275

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取り扱う施設）

平成 27 年 4 月
農 林 水 産 省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）

2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので農林水産省・林野庁・水産省国民保護計画別紙1に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画別紙1に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 平素から自主的な巡回の実施等、施設の警備に努めること。
 - ⑤ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑥ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑦ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理による滅菌、薬剤処理等）により確実に不活化すること。
 - ⑧ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。

- ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課

電話 03-3502-2319

FAX 03-3597-0329

生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

- ・ 発電所（最大出力5万キロワット以上）
- ・ 変電所（使用電圧10万ボルト以上）
（国民保護法施行令第27条第1号）

2. 施設の特性

- ・ 発電所：電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。
- ・ 変電所：発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）

平成 27 年 4 月
経済産業省

1. 施設の種類

ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第 27 条第 2 号）

2. 施設の特徴

- ・ 可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。
- ・ ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設がある事業所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀、有刺鉄線又は生け垣等を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をする等、施設の管理を徹底すること。
- ・ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号）第 6 条に定める離隔距離を有すること。
- ・ 施設の規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。
- ・ 施設の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況及び当該施設の扱うガスの種類に応じた防爆性能を有すること。
- ・ 施設の外面から火気を取り扱う設備に対して適切な距離を有すること。
- ・ 施設の管理者は、施設の維持・運用のために、定期的に巡視、点検を行うこと。
- ・ 遠隔操作弁を設ける等、必要に応じてガスを安全に遮断及び放出ができるよう措置を講ずること。
- ・ 施設に対する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループガス安全室

電話 03-3501-4032

FAX 03-3501-1856

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 4 号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

高圧ガス貯蔵所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 4 号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬庫）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

火薬庫（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 3 号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性を有する火薬類を貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。
- ・ 貯蔵施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付

電話 03-3501-1870

FAX 03-3501-6565

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

火薬類の製造所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 3 号）

2. 施設の特徴

- ・ 爆発性を有する火薬類を製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬類の製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 火薬類の製造を行う区域の周囲には、関係者以外が立ち入ることができないよう、境界柵を設置すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、施錠等の管理を強化、徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 製造作業終了後、火薬類の製造作業を行う建築物内に、火薬類をやむを得ず存置する場合には、見張りを置く等の措置を講ずること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付

電話 03-3501-1870

FAX 03-3501-6565

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 9 号）

2. 施設の特徴

- ・ LNG タンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）

平成 27 年 4 月
経済産業省

1. 施設の種類

生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）

2. 施設の特徴

- ・ 危険度の高い生物剤及び毒素（経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁国民保護計画別表参照）を保有している。
- ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。

3. 安全確保の留意点

- ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、同規程に基づいた運営の実施を図ること。
- ・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。
- ・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。
- ・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。
- ・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
- ・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。
- ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省製造産業局生物化学産業課

電話 03-3501-8625

FAX 03-3501-0197

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

毒性物質取扱所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 11 号）

2. 施設の特徴

- ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 65 号）に定める毒性物質（特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の 3 種に分類される）を取り扱っている。
- ・ このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 化学兵器禁止法で規定されている措置を徹底すること。
- ・ 施設内に除害のための中和剤等を備え付けること。
- ・ 緊急時にプラント停止が直ちにできるよう、手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 緊急時の連絡体制を確保すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室

電話 03-3580-0937

FAX 03-3580-7319

生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設）

平成27年4月
国土交通省

1. 施設の種類

鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第27条第4号）

2. 施設の特徴

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との緊急連絡体制の確認、各事業者内での連絡・指示体制の確認を行うこと。また、適宜、連絡訓練を行うこと。

②避難経路の確認

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。また、適宜、避難訓練を行うこと。

（武力攻撃事態等における留意点）

①自主警戒の強化

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、駅係員・ガードマン等による巡回警備や防犯カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に新幹線の駅については、重点的に巡回警備等の実施を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

②利用者等への協力要請

- ・ 利用者等に対し、電子掲示板・放送等により、不審物・不審者発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の利用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省鉄道局総務課危機管理室

電話（代表）03-5253-8111（内線40182、40183）

（直通）03-4416-5119

FAX 03-5253-1634

生活関連等施設の安全確保の留意点（水域施設、係留施設）

平成27年4月
国土交通省

1. 施設の種類

水域施設、係留施設（国民保護法施行令第27条第7号）

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 係留施設及び係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設を含めて安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素からの都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

②自主警備の強化に関する備え

- ・ 定期点検等により、埠頭施設内の通信設備、照明設備等の機能が武力攻撃事態等において適正に使用できることを確認しておくこと。

③施設の管理に関する備え

- ・ 蔵置された貨物等のうち、危険物については管理責任者及び内容と蔵置場所を把握しておくこと。
- ・ 水域施設については、船舶の利用に支障がでないよう必要な水深及び幅員を確保しておくこと。
- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時防災備蓄倉庫等に救命胴衣、拡声器等武力攻撃事態等において必要な資機材を利用可能な状態にしておくこと。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 避難住民や緊急物資の運搬拠点として適正に機能することを確保するため、不審な船舶、不審な貨物、不審者及び不審車両が水域施設及び係留施設に紛れ込まないように巡視・監視又は出入り管理をするとともに貨物の適正な管理をするなど必要な措置を講ずること。

②利用者への協力要請

- ・ 不要不急の船舶の航行の自粛要請を行うこと。

③その他

- ・ 船舶や港湾施設利用者との間の連絡手段を確保すること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省港湾局海岸・防災課危機管理室

電話（代表）03-5253-8111（内線46283）

（直通）03-5253-8070

FAX 03-5253-1654

生活関連等施設の安全確保の留意点 (滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)

平成27年4月
国土交通省

1. 施設の種類

滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設（国民保護法施行令第27条第8号）

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・ 安全確保にあたっては、各管理者および関係機関と密接な連携のもと、生活関連等施設を含めた空港の一体的な安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと（海域に面している空港については、管区海上保安本部との連絡体制の確認も行うこと。）。

②施設の管理に関する備え

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時、当該空港に乗り入れる航空機材に対応した消火・救難体制を整備すること。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 空港の敷地内においては、職員等による巡回警備を徹底し、センサー等による監視体制を強化すること（必要に応じて、敷地周辺を含めた監視体制の強化を行うこと。）。
- ・ 航空保安対策基準等に従い、保安検査など航空保安対策を適切に講ずること。
- ・ 制限区域への出入り口については可能な限り限定し、職員等による監視を行うとともに不審な者については、身分確認、携行品の確認を行うこと。また、ゲート付近では夜間の照明を行うこと。

- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

②住民等への協力要請

- ・ 旅客や空港周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の供用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省航空局

(滑走路等、旅客ターミナル施設)

安全部安全企画課

電話(代表) 03-5253-8111 (内線48179)

(直通) 03-5253-8696

FAX 03-3580-5233

(航空保安施設)

交通管制部交通管制企画課

電話(代表) 03-5253-8111 (内線51123)

(直通) 03-5253-8739

FAX 03-5253-1663

生活関連等施設の安全確保の留意点（ダム）

平成27年4月
国土交通省

1. 施設の種類

ダム（国民保護法施行令第27条第9号）

2. 施設の特徴

- ・ 大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大となるおそれがある。
- ・ 生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

- ・ 市町村等の協力による幅広い情報収集体制の確保
- ・ 警察署及び消防署と連携した不審物の早期発見・処理、挙動不審者の発見
- ・ 点検・巡視時における不審物等への特段の注意
- ・ ダム管理庁舎及び堤体監査廊等の出入口における施錠及び入退室のチェック体制の強化
- ・ 危機管理上重要となるダム放流設備等の入念な点検及び監視カメラによる監視の強化
- ・ 関係機関と連携した水質事故対策実施体制の強化
- ・ その他各施設等の特性に応じた対策の実施

（武力攻撃事態等における留意点）

- ・ 関係機関への緊急情報の連絡
- ・ 関係機関と連携した不審物の処理
- ・ 関係機関への挙動不審者の迅速な通報
- ・ 関係機関への協力要請
- ・ ダム下流への警報及び緊急的な貯水位の低下の実施（時間的な余裕がある場合に限る）

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対応事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室ダム管理係

電話（代表）03-5253-8111（内線35494）

（直通）03-5253-8449

FAX 03-5253-1603

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
原子力規制庁

1. 施設の種類

放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法施行令第28条第7項）

2. 施設の特性

- ・ 放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボム[※]の材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。
- ・ 事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。
- ・ 医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。
（※ダーティボム（汚い爆弾）：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾）

3. 安全確保の留意点

（1）放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
 - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
 - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
 - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
 - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
 - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
 - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
 - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
 - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせ措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。
- ・ 関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
 - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
 - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
 - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
 - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意

すること。

- ①事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁放射線対策・保障措置課

電話 03-5114-2155

FAX 03-5114-2128

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
原子力規制庁

1. 施設の種類

製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質及び核原料物質の使用施設等、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号）

2. 施設の特徴

- 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物を取り扱っている。
- 原子力施設で防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（防護区域等の設定、出入管理、監視装置の設置、見張り人の巡視等）等を講ずべきことが義務付けられている。

（注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

3. 安全確保の留意点

- 事業者等及び受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。
- 原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、（1）に加え、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実にを行うとともに、特に以下の点について徹底すること。
 - 原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な情報交換
 - 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認
 - 防護区域等の巡視及び監視の実施
 - 防護区域等への人の出入管理
 - 核物質防護設備の点検及び整備
 - 特定核燃料物質の管理
 - その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備
- 訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。
- 施設及び設備の監視を徹底すること。
- 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

(7) 事業者等から運搬を委託された者は、危険時の措置、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を順守すること。特に、核燃料物質等の盗取や妨害破壊行為を防止する観点から、特に以下の点に留意すること。

① 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認

4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課

電話 03-5114-2121

FAX 03-5114-2183

原子力規制庁原子力規制企画課

電話 03-5114-2109

FAX 03-5114-2177

新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点 (平成 <u>27</u>年<u>4</u>月)</p> <p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点 (目次)</p> <p>1. 総務省関係 1</p> <p>2. 総務省消防庁関係 3</p> <p>3. 文部科学省関係 5</p> <p>4. 厚生労働省関係 <u>7</u></p> <p>5. 農林水産省関係 <u>17</u></p> <p>6. 経済産業省関係 <u>21</u></p> <p>7. 国土交通省関係 <u>30</u></p> <p>8. 原子力規制庁関係 38</p>	<p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点 (平成 <u>17</u>年<u>8</u>月)</p> <p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点 (目次)</p> <p>1. 総務省関係 1</p> <p>2. 総務省消防庁関係 3</p> <p>3. 文部科学省関係 5</p> <p>4. 厚生労働省関係 <u>14</u></p> <p>5. 農林水産省関係 <u>24</u></p> <p>6. 経済産業省関係 <u>30</u></p> <p>7. 国土交通省関係 <u>44</u></p>
<p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 総務省</p>	<p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 総務省</p>

改正案	現行
<p>1. 施設の種類の 電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備（国民保護法施行令第27条第5号）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 <u>安全・信頼性対策室</u> 電話 03-5253-<u>5862</u> FAX 03-5253-5863</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p>平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 総務省</p>	<p>1. 施設の種類の 電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備（国民保護法施行令第27条第5号）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 電話 03-5253-<u>5858</u> FAX 03-5253-5863</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p>平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 総務省</p>
<p>1. 施設の種類の 国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第27条第6号）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>1. 施設の種類の 国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第27条第6号）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>4. 所管省庁の連絡先 総務省 <u>情報流通行政局</u> 地上放送課 電話 03-5253-<u>5793</u> FAX 03-5253-5794</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p>平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 総務省消防庁</p> <p>1. 施設の種類 危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所） （国民保護法施行令第27条第10号、第28条第1号）</p> <p>2 （略）</p> <p>3. 安全確保の留意点 （1） （略）</p> <p>（2）武力攻撃事態等における留意点 【都道府県知事】 ・ 特に、2（1）及び（2）の施設については危険</p>	<p>4. 所管省庁の連絡先 総務省 <u>情報通信政策局</u> 地上放送課 電話 03-5253-<u>5792</u> FAX 03-5253-5794</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p>平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 総務省消防庁</p> <p>1. 施設の種類 危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所） （国民保護法施行令第27条第10号、第28条第1号）</p> <p>2 （略）</p> <p>3. 安全確保の留意点 （1） （略）</p> <p>（2）武力攻撃事態等における留意点 【都道府県知事】 ・ 特に、2（1）及び（2）の施設については危険</p>

改正案	現行
<p>性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。 ・ 都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。 ・ 消防法第12条の3にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を<u>命ずることを検討すること</u>（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。 ・ 国民保護法第103条第3項第2号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を<u>命ずることを検討すること</u>（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。 ・ 消防法第16条の3第3項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。 	<p>性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。 ・ 都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。 ・ 消防法第12条の3にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を<u>検討すること</u>（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。 ・ 国民保護法第103条第3項第2号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を<u>検討すること</u>（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。 ・ 消防法第16条の3第3項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。

改正案	現行
<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。 ・ 消防法第16条の3第1項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。 ・ <u>消防法第16条の3第2項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故を発見した者は、直ちにその旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に通報すること。</u> <p>4 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。 ・ 消防法第16条の3第1項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。 <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>生活関連等施設の安全確保の留意点</u></p> <p style="text-align: right;">平成17年8月 文部科学省</p> <p>1. <u>施設の種類</u> 試験研究用原子炉施設、核燃料物質の使用施設、核原</p>

改正案	現行
	<p data-bbox="1144 284 1944 512"> <u>料物質の使用施設、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者等から運搬を委託された者、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者（国民保護法施行令第28条第5項、第6項）</u> </p> <p data-bbox="1122 576 1339 608"> <u>2. 施設の特性</u> </p> <ul data-bbox="1151 624 1944 1043" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1151 624 1944 852"> <u>・ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を取り扱っている。核燃料物質はプルトニウム・ウラン・トリウム等であり、原子炉の燃料及び試験分析用等に使用されている。また、プルトニウム・ウランは核兵器等に転用される可能性がある。</u> <li data-bbox="1151 868 1944 1043"> <u>・ 核原料物質及び核原料物質によって汚染された物を取り扱っている。核原料物質は、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であり、試験分析用等に使用されている。</u> <p data-bbox="1122 1107 1435 1139"> <u>3. 安全確保の留意点</u> </p> <p data-bbox="1133 1155 1944 1331"> <u>（1）試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者、核原料物質使用者及び試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者は、原子炉等規制法</u> </p>

改正案	現行
	<p data-bbox="1178 284 1944 416"><u>に基づく技術上の基準等を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。</u></p> <p data-bbox="1178 427 1944 703"> <u>① 核燃料物質及び核原料物質等の管理状況の確認の徹底</u> <u>② 周辺監視区域及び管理区域への出入り管理の徹底</u> <u>③ 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</u> </p> <p data-bbox="1133 767 1944 1091"> <u>(2) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者及びこれらの者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者のうち、原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、(1)の留意点に加えて、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実にを行うこと。特に以下の点について徹底すること。</u> </p> <p data-bbox="1178 1102 1944 1331"> <u>① 文部科学省及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な連携</u> <u>② 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認</u> </p>

改正案	現行
	<p data-bbox="1503 236 1570 268">現行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1178 285 1704 317">③ <u>防護区域等の巡視及び監視の実施</u> <li data-bbox="1178 333 1675 365">④ <u>防護区域等への人の出入り管理</u> <li data-bbox="1178 381 1675 413">⑤ <u>核物質防護設備の点検及び整備</u> <li data-bbox="1178 429 1675 461">⑥ <u>防護対象特定核燃料物質の管理</u> <li data-bbox="1178 477 1928 560">⑦ <u>防護対象特定核燃料物質の防護のための措置に関する情報の管理</u> <li data-bbox="1178 576 1928 659">⑧ <u>その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備</u> <p data-bbox="1133 719 1946 1042"> <u>(3) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者及びこれらの者から運搬を委託された者（文部科学省所管の施設のものに限る）は、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の運搬を行う場合、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。</u> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1178 1058 1939 1189">① <u>武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</u> <p data-bbox="1122 1249 1435 1281">4. <u>所管省庁の連絡先</u></p> <p data-bbox="1178 1297 1946 1329"><u>文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課原子</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="407 477 920 512">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p data-bbox="853 572 1088 655">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 文部科学省</p> <p data-bbox="248 719 465 754">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="271 767 1072 1042">細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p data-bbox="248 1106 465 1141">2. 施設の特性</p> <p data-bbox="259 1153 1072 1329">(1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下、生物剤等）を保有している施</p>	<p data-bbox="1144 285 1279 320"><u>力規制室</u></p> <p data-bbox="1178 333 1659 368"><u>電話：03-6734-3926</u></p> <p data-bbox="1178 381 1637 416"><u>FAX：03-6734-4037</u></p> <p data-bbox="1279 477 1792 512">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p data-bbox="1727 572 1962 655">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 文部科学省</p> <p data-bbox="1122 719 1339 754">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1144 767 1946 1042">細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p data-bbox="1122 1106 1339 1141">2. 施設の特性</p> <p data-bbox="1133 1153 1946 1329">(1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する <u>生物剤、毒素</u>（以下、生物剤等）を保有し</p>

改正案	現行
<p>設。</p> <p>(2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので <u>文部科学省・文化庁国民保護計画別表に示すものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>ている施設。</p> <p>(2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>1. 人に病原性を有する微生物及び毒素</u></p> <p><u>(1) ウイルス</u></p> <p><u>痘そうウイルス、重症急性呼吸器症候群（SARS）</u> <u>コロナウイルス、エボラウイルス、マールブルグ</u> <u>ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、黄熱ウ</u> <u>イルス、チクングニヤウイルス、デング熱ウイルス、</u> <u>日本脳炎ウイルス、ウエストナイルウイルス、ニパウ</u> <u>イルス、Bウイルス、狂犬病ウイルスサル痘ウイル</u> <u>ス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、</u> <u>ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイル</u> <u>ス、高病原性トリインフルエンザウイルス、ハンタウ</u> <u>イルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ</u> <u>熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ホワイ</u> <u>トポックスウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ポリ</u> <u>オウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、</u></p>

改正案	現行
	<p><u>リッサウイルス</u></p> <p><u>(2) 細菌 (クラミジア、リケッチアを含む。)</u></p> <p><u>炭疽菌、Q熱菌、コレラ菌、塹壕熱リケッチア、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兔病菌、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、ジフテリア菌、腸管出血性大腸菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ</u></p> <p><u>(3) 真菌</u></p> <p><u>コクシジオイデス・イミチス</u></p> <p><u>(4) 原生動物</u></p> <p><u>単包条虫又は多包条虫、オリエンチアツツガムシ、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫</u></p> <p><u>(5) 毒素</u></p> <p><u>ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2トキシン、HT-2トキシ</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="407 624 920 655">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p data-bbox="853 719 1088 799">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 厚生労働省</p> <p data-bbox="248 863 1070 1038">1. 施設の種類 水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第27条第3号）</p> <p data-bbox="248 1102 450 1134">2～4 （略）</p>	<p data-bbox="1167 288 1939 368"><u>ン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン</u></p> <p data-bbox="1122 432 1939 560">2 <u>家畜に対して病原性を有する生物剤</u> <u>牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス</u></p> <p data-bbox="1279 624 1792 655">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p data-bbox="1727 719 1962 799">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 厚生労働省</p> <p data-bbox="1122 863 1939 1038">1. 施設の種類 水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第27条第3号）</p> <p data-bbox="1122 1102 1323 1134">2～4 （略）</p>

改正案	現行
<p data-bbox="253 284 1057 316">生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）</p> <p data-bbox="855 379 1088 459">平成 27年4月 厚生労働省</p> <p data-bbox="248 523 465 555">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="264 571 1064 651">毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第2号）</p> <p data-bbox="248 715 443 746">2～4 （略）</p>	<p data-bbox="1128 284 1933 316">生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）</p> <p data-bbox="1727 379 1960 459">平成 17年8月 厚生労働省</p> <p data-bbox="1124 523 1344 555">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1140 571 1939 651">毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第2号）</p> <p data-bbox="1124 715 1319 746">2～4 （略）</p>
<p data-bbox="253 813 1057 845">生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）</p> <p data-bbox="855 909 1088 989">平成 27年4月 厚生労働省</p> <p data-bbox="248 1053 465 1085">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="264 1101 1064 1228">薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号）</p>	<p data-bbox="1128 813 1933 845">生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）</p> <p data-bbox="1727 909 1960 989">平成 17年8月 厚生労働省</p> <p data-bbox="1124 1053 1344 1085">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1140 1101 1939 1228">薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号）</p>

改正案	現行
<p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（以下「法」という。）第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。 ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。 <p>3. 安全確保の留意点</p> <p>○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項 （法令に規定されている事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（法第48条第1項） ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（法第48条第2項） <p>（その他留意すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬 	<p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>薬事法</u>第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。 ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。 <p>3. 安全確保の留意点</p> <p>○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項 （法令に規定されている事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（<u>薬事法</u>第48条第1項） ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（<u>薬事法</u>第48条第2項） <p>（その他留意すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬

改正案	現行
<p>および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。(平成13年4月23日医薬局長通知 医薬発第418号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。(同上) ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。(同上) ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。 ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。 ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。 <p>○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防及び警察、海保（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。 	<p>および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。(平成13年4月23日医薬局長通知 医薬発第418号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。(同上) ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。(同上) ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。 ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。 ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。 <p>○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防及び警察、海保（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。 ・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。 <p>○ その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。 ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。 ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。 <p>4 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。 ・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。 <p>○ その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。 ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。 ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。 <p>4 (略)</p>

改正案	現行
<p data-bbox="248 285 1077 368">生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）</p> <p data-bbox="853 432 1077 515">平成 27 年 4 月 厚生労働省</p> <p data-bbox="248 576 465 608">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="264 624 1070 895">細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）。</p> <p data-bbox="248 959 465 991">2. 施設の種類</p> <p data-bbox="264 1007 1077 1182">(1) (略)</p> <p data-bbox="264 1054 1077 1182">(2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので <u>厚生労働省国民保護計画別添</u> に示すものとする。</p> <p data-bbox="248 1246 562 1278">3. 安全確保の留意点</p> <p data-bbox="264 1294 1032 1326">(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類</p>	<p data-bbox="1122 285 1951 368">生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）</p> <p data-bbox="1727 432 1951 515">平成 17 年 8 月 厚生労働省</p> <p data-bbox="1122 576 1339 608">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1137 624 1937 895">細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）。</p> <p data-bbox="1122 959 1339 991">2. 施設の種類</p> <p data-bbox="1137 1007 1937 1134">(1) (略)</p> <p data-bbox="1137 1054 1937 1134">(2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので <u>別表</u> に示すものとする。</p> <p data-bbox="1122 1246 1435 1278">3. 安全確保の留意点</p> <p data-bbox="1137 1294 1906 1326">(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類</p>

改正案	現行
<p>(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(厚生労働省国民保護計画別添に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること)。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>【国立感染症研究所に関する連絡先】 厚生労働省大臣官房厚生科学課 電話 03-3595-2171 FAX 03-3503-0183</p> <p>【診療所に関する連絡先】 厚生労働省医政局総務課 電話 03-3595-2189 FAX 03-3501-2048</p>	<p>(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、別表および国立感染症研究所病原体等安全管理規程(国立感染症研究所バイオセーフティ管理室ホームページ http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html)に準拠すること)。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>【国立感染症研究所に関する連絡先】 厚生労働省大臣官房厚生科学課 電話 03-3595-2171 FAX 03-3503-0183</p> <p>【診療所に関する連絡先】 厚生労働省医政局総務課 電話 03-3595-2189 FAX 03-3501-2048</p>

改正案	現行
<p>【病院に関する連絡先】 厚生労働省医政局 <u>地域医療計画課</u> 電話 03-3595-2194 FAX 03-3503-8562</p> <p>【医薬品産業に関する連絡先】 厚生労働省医政局経済課 電話 03-3595-2421 FAX 03-3507-9041</p> <p>【衛生検査所に関する連絡先】 厚生労働省医政局 <u>地域医療計画課</u> 医療関連サービス室 電話 03-3595-2194 FAX 03-3507-9041</p> <p>【保健所・地方衛生研究所に関する連絡先】 厚生労働省健康局 <u>がん対策・健康増進課</u> 地域保健室 電話 03-3595-2190 FAX 03-3502-3099</p> <p>【ワクチン・抗毒素に関する連絡先】 厚生労働省 <u>健康局結核感染症課</u></p>	<p>【病院に関する連絡先】 厚生労働省医政局 <u>指導課</u> 電話 03-3595-2194 FAX 03-3503-8562</p> <p>【医薬品産業に関する連絡先】 厚生労働省医政局経済課 電話 03-3595-2421 FAX 03-3507-9041</p> <p>【衛生検査所に関する連絡先】 厚生労働省医政局 <u>経済課</u> 医療関連サービス室 電話 03-3595-2421 FAX 03-3507-9041</p> <p>【保健所・地方衛生研究所に関する連絡先】 厚生労働省健康局 <u>総務課</u> 地域保健室 電話 03-3595-2190 FAX 03-3503-8563</p> <p>【ワクチン・抗毒素に関する連絡先】 厚生労働省 <u>医薬食品局血液対策課</u></p>

改正案	現行
<p>電話 03-3595-2257 FAX 03-3581-6251</p>	<p>電話 03-3595-2395 FAX 03-3507-9064</p>
<p>【医薬品製造所に関する連絡先】 厚生労働省医薬食品局審査管理課 電話 03-3595-2431 FAX 03-3507-9535</p>	<p>【医薬品製造所に関する連絡先】 厚生労働省医薬食品局審査管理課 電話 03-3595-2431 FAX 03-3507-9535</p>
<p>(削除)</p>	<p style="text-align: right;">(別表)</p> <p style="text-align: center;"><u>生物剤等リスト及びBSL</u></p> <p><u>生物剤等については、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。</u></p> <p><u>これに記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。</u></p> <p><u>レベル1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。</u></p> <p><u>(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はな</u></p>

改正案	現行
	<p style="text-align: center;"><u>い。</u></p> <p><u>1. ウイルス：</u></p> <p><u>2. 細菌：ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。</u></p> <p><u>3. 真菌：</u></p> <p><u>4. 原生動物：</u></p> <p><u>5. 毒素：</u></p> <p><u>6. 家畜に病原性を有する生物剤：ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。</u></p> <p><u>レベル2 (1) 通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。</u></p> <p><u>(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。</u></p> <p><u>(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。</u></p> <p><u>1. ウイルス：重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リン</u></p>

改正案	現行
	<p data-bbox="1339 284 1951 416"><u>パ</u>球性脈絡髄膜炎ウイルス、<u>ポ</u>リオウイルス、<u>E</u>型肝炎ウイルス、<u>A</u>型肝炎ウイルス、</p> <p data-bbox="1122 432 1951 703">2. <u>細 菌</u> : コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、<u>暫</u>壕熱リケッチア、<u>腸</u>管出血性大腸菌</p> <p data-bbox="1122 719 1951 847">4. <u>原生動物</u> : <u>単</u>包条虫又は<u>多</u>包条虫、<u>熱</u>帯熱マラリア原虫、<u>三</u>日熱マラリア原虫、<u>卵</u>形マラリア原虫又は<u>四</u>日熱マラリア原虫</p> <p data-bbox="1122 863 1951 1182">5. <u>毒 素</u> : <u>ボ</u>ツリヌス毒素、<u>ウ</u>ェルシュ菌毒素、<u>黄</u>色ブドウ球菌毒素、<u>ベ</u>ロ毒素、<u>コ</u>レラ毒素、<u>デ</u>アセトキシシルペノール毒素、<u>ア</u>フラトキシン、<u>ア</u>ブリン、<u>コ</u>ノトキシン、<u>T</u>-2トキシン、<u>HT</u>-2 トキシン、<u>テ</u>トロドトキシン、<u>ビ</u>スカムアルバムレクチン、<u>ポ</u>ルケンシン、<u>ミ</u>クロシスチン、<u>モ</u>デシン</p> <p data-bbox="1122 1198 1951 1278">6. <u>家</u>畜に病原性を有する生物剤 : <u>牛</u>疫ウイルス、<u>牛</u>肺疫菌</p>

改正案	現行
	<p>レベル3 (1) <u>実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。</u></p> <p>(2) <u>壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。</u></p> <p>(3) <u>排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。</u></p> <p>1. ウイルス：<u>黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス（大量※に保持する場合はレベル4）、リッサウイルス</u></p> <p>2. 細菌：<u>炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兎病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア</u></p> <p>3. 真菌：<u>コクシジオイデス・イミチス</u></p>

改正案	現行
	<p>5. <u>毒素：赤痢菌毒素</u></p> <p>6. <u>家畜に病原性を有する生物剤：口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス</u></p> <p>※…25cm² <u>細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。</u></p> <p>レベル4 (1) <u>独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。</u></p> <p>(2) <u>壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分（吸排気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密構造とする。</u></p> <p>(3) <u>作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。</u></p> <p>(4) <u>実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。</u></p> <p>(5) <u>実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="241 1054 1086 1139">生活関連等施設の安全確保の留意点 <u>(毒薬及び劇薬を取り扱う施設)</u></p> <p data-bbox="853 1201 1086 1283">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 農林水産省</p>	<p data-bbox="1256 284 1957 751"> <u>(6) 実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス（エチレンオキシド又はホルマリン）滅菌装置を設ける。</u> <u>(7) 実験室からの排水は 120 °C加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。</u> <u>(8) 実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。</u> <u>(9) 作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。</u> </p> <p data-bbox="1122 767 1951 995"> <u>1. ウイルス：痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトボックスウイルス</u> </p> <p data-bbox="1279 1054 1794 1091">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p data-bbox="1727 1201 1957 1283">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 農林水産省</p>

改正案	現行
<p>1. 施設の種類</p> <p><u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬の取扱施設</u>（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号）</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。</u> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項（法令に規定されている事項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区 	<p>1. 施設の種類</p> <p><u>動物用医薬品の用医薬品の製造所及び動物用医薬品の製造販売の事務所</u>（国民保護法施行令第27条第10号・第28条第8号）</p> <p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。</u> ・ <u>取扱品目は多いが、取扱量は少ない。</u> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項（法令に規定されている事項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区

改正案	現行
<p>別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第48条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第48条第2項) <p>(その他留意すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。 ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。 ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。 ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努めるこ 	<p>別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。(薬事法 第48条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(薬事法 第48条第2項) <p>(その他留意すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。 ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。 ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。 ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努める。

改正案	現行
<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する <u>こと</u>。 ・ 武力攻撃災害等を回避するための、<u>毒薬及び劇薬</u>を取り扱う施設の停止、<u>毒薬及び劇薬</u>の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する <u>こと</u>。 <p>○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する <u>こと</u>。 ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。 ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。 ・ 武力攻撃災害等を回避するための、<u>毒劇薬</u>を取り扱う施設の停止、<u>毒劇薬</u>の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。 <p>○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。 ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。 ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

改正案	現行
<p>○ その他留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、<u>毒物劇物</u>の安全確保の留意点を参考にすること。また、<u>生物剤又は毒素</u>を取り扱う製造所等においては、<u>生物剤又は毒素</u>の安全確保の留意点を参考にすること。 ・ <u>毒薬及び劇薬</u>の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。 ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。 <p>4. 所管省庁の連絡先 農林水産省消費・安全局 <u>畜水産安全管理課</u> 電話 <u>03-3502-8701</u> FAX <u>03-3502-8275</u></p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取り扱う施設）</p>	<p>○ その他留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、<u>毒劇物</u>の安全確保の留意点を参考にすること。また、<u>毒素又は生物剤</u>を取り扱う製造所等においては、<u>毒素又は生物剤</u>の安全確保の留意点を参考にすること。 ・ <u>毒劇薬</u>の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。 ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。 <p>4. 所管省庁の連絡先 農林水産省消費・安全局 <u>衛生管理課</u> 電話 3502-8701 FAX 3502-8275</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取り扱う施設）</p>

改正案	現行
<p style="text-align: right;">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 農林水産省</p> <p>1. 施設の種類の 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p>2. 施設の特性 （1）細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。 （2）対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので <u>農林水産省・林野庁・水産省国民保護計画別紙1</u> に示すものとする。</p>	<p style="text-align: right;">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 農林水産省</p> <p>1. 施設の種類の 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（<u>昭和57年法律第61号</u>）第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（<u>平成16年政令第275号</u>）第27条第10号、第28条第10号）</p> <p>2. 施設の特性 （1）細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する <u>生物剤又は毒素</u>（以下、「生物剤等」という）を保有している施設。 （2）対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので <u>別表</u> に示すものとする。</p>

改正案	現行
<p>3. 安全確保の留意点</p> <p>(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（<u>農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画別紙1に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。</u>）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課</p> <p>電話 03-3502-2319</p> <p>FAX 03-3597-0329</p>	<p>3. 安全確保の留意点</p> <p>(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（<u>病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。</u>）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>農林水産省消費・安全政策課</p> <p>電話 03-3502-2319</p> <p>FAX 03-3597-0329</p> <p style="text-align: right;">(別表)</p> <p style="text-align: center;"><u>生物剤等リスト及びBSL</u></p> <p><u>生物剤等については、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。</u></p>

改正案	現行
	<p><u>これに記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。</u></p> <p><u>レベル1</u> (1) <u>通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。</u></p> <p><u>(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。</u></p> <p><u>1. ウイルス：</u></p> <p><u>2. 細菌：ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。</u></p> <p><u>3. 真菌：</u></p> <p><u>4. 原生動物：</u></p> <p><u>5. 毒素：</u></p> <p><u>6. 家畜に病原性を有する生物剤：ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。</u></p> <p><u>レベル2</u> (1) <u>通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。</u></p> <p><u>(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。</u></p>

改正案	現行
	<p data-bbox="1256 284 1928 368"><u>(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。</u></p> <p data-bbox="1122 379 1946 703">1. <u>ウイルス：重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、</u></p> <p data-bbox="1122 715 1946 991">2. <u>細菌：コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、塹壕熱リケッチア、腸管出血性大腸菌</u></p> <p data-bbox="1122 1002 1946 1134">4. <u>原生動物：単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫</u></p> <p data-bbox="1122 1145 1946 1326">5. <u>毒素：ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2</u></p>

改正案	現行
	<p data-bbox="1339 284 1946 416"> <u>トキシン、HT-2 トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン</u> </p> <p data-bbox="1122 432 1948 512"> <u>6. 家畜に病原性を有する生物剤：牛疫ウイルス、牛肺疫菌</u> </p> <p data-bbox="1122 571 1948 703"> <u>レベル3 (1) 実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。</u> </p> <p data-bbox="1272 719 1928 799"> <u>(2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。</u> </p> <p data-bbox="1272 815 1957 948"> <u>(3) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。</u> </p> <p data-bbox="1122 963 1948 1283"> <u>1. ウイルス：黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス（大量※に保持する場合はレベル4）、リッサウイルス</u> </p> <p data-bbox="1122 1299 1946 1331"> <u>2. 細菌：炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA</u> </p>

改正案	現行
	<p data-bbox="1339 285 1948 512">菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兔病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア</p> <p data-bbox="1122 528 1756 560">3. 真 菌：コクシジオイデス・イミチス</p> <p data-bbox="1122 576 1503 608">5. 毒 素：赤痢菌毒素</p> <p data-bbox="1122 624 1948 703">6. 家畜に病原性を有する生物剤：口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス</p> <p data-bbox="1122 719 1939 751">※…25cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。</p> <p data-bbox="1122 815 1948 1326">レベル4 (1) 独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。 (2) 壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分（吸排気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密構造とする。 (3) 作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。 (4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ</p>

改正案	現行
	<p data-bbox="1352 285 1800 320"><u>空気が流出しないようにする。</u></p> <p data-bbox="1272 333 1944 560">(5) <u>実験室への給気は、1層の HEPA フィルタを通す、実験室からの廃棄は2層の HEPA フィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。</u></p> <p data-bbox="1272 572 1957 751">(6) <u>実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス（エチレンオキシド又はホルマリン）滅菌装置を設ける。</u></p> <p data-bbox="1272 764 1921 847">(7) <u>実験室からの排水は 120 °C加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。</u></p> <p data-bbox="1272 860 1928 943">(8) <u>実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。</u></p> <p data-bbox="1272 956 1928 1038">(9) <u>作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。</u></p> <p data-bbox="1122 1051 1951 1278">1. <u>ウイルス：痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトボックスウイルス</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="248 285 1061 319">生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）</p> <p data-bbox="855 381 1088 462">平成 27年4月 経済産業省</p> <p data-bbox="248 528 465 561">1. 施設の種類</p> <ul data-bbox="248 576 860 703" style="list-style-type: none"> ・ 発電所（最大出力5万キロワット以上） ・ 変電所（使用電圧10万ボルト以上） （国民保護法施行令第27条第1号） <p data-bbox="248 767 448 801">2・3 （略）</p> <p data-bbox="248 866 562 900">4. 所管省庁の連絡先</p> <p data-bbox="304 914 1070 948"><u>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課</u></p> <p data-bbox="304 962 784 995"><u>電話 03-3501-1746</u></p> <p data-bbox="304 1010 784 1043"><u>FAX 03-3501-3675</u></p> <p data-bbox="304 1107 954 1141"><u>経済産業省 商務流通保安グループ電力安全課</u></p> <p data-bbox="304 1155 784 1189">電話 03-3501-1742</p> <p data-bbox="304 1203 784 1236">FAX 03-3580-8486</p>	<p data-bbox="1124 285 1937 319">生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）</p> <p data-bbox="1727 381 1960 462">平成 17年8月 経済産業省</p> <p data-bbox="1124 528 1344 561">1. 施設の種類</p> <ul data-bbox="1124 576 1769 703" style="list-style-type: none"> ・ 発電所（最大出力5万キロワット以上） ・ 変電所（使用電圧10万ボルト以上） （国民保護法施行令第27条第1号） <p data-bbox="1124 767 1323 801">2・3 （略）</p> <p data-bbox="1124 866 1438 900">4. 所管省庁の連絡先</p> <p data-bbox="1180 1107 1798 1141"><u>経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課</u></p> <p data-bbox="1180 1155 1659 1189">電話 03-3501-1742</p> <p data-bbox="1180 1203 1659 1236">FAX 03-3580-8486</p>

改正案	現行
<p data-bbox="295 284 1012 319">生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）</p> <p data-bbox="855 379 1086 462">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p> <p data-bbox="248 523 1070 657">1. 施設の種類の ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第27条第2号）</p> <p data-bbox="248 718 443 753">2・3 （略）</p> <p data-bbox="248 813 1070 992">4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課</u> <u>電話 03-3501-1746</u> <u>FAX 03-3501-3675</u></p> <p data-bbox="302 1053 952 1184">経済産業省 <u>商務流通保安グループガス安全室</u> 電話 03-3501-4032 FAX 03-3501-1856</p>	<p data-bbox="1171 284 1888 319">生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）</p> <p data-bbox="1731 379 1962 462">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p> <p data-bbox="1124 523 1946 657">1. 施設の種類の ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第27条第2号）</p> <p data-bbox="1124 718 1319 753">2・3 （略）</p> <p data-bbox="1124 813 1435 849">4. 所管省庁の連絡先</p> <p data-bbox="1178 1053 1798 1184">経済産業省 <u>原子力安全・保安院ガス安全課</u> 電話 03-3501-4032 FAX 03-3501-1856</p>

改正案	現行
<p data-bbox="255 284 1037 319">生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）</p> <p data-bbox="855 379 1088 462">平成 27年4月 経済産業省</p> <p data-bbox="246 523 465 558">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="239 571 1037 654">高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）</p> <p data-bbox="246 715 383 750">2 （略）</p> <p data-bbox="246 810 560 845">3. 安全確保の留意点</p> <ul data-bbox="277 858 1070 1326" style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。 ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。 ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。 ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。 	<p data-bbox="1137 284 1919 319">生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）</p> <p data-bbox="1718 379 1951 462">平成 17年8月 経済産業省</p> <p data-bbox="1122 523 1341 558">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1115 571 1912 654">高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）</p> <p data-bbox="1122 715 1258 750">2 （略）</p> <p data-bbox="1122 810 1435 845">3. 安全確保の留意点</p> <ul data-bbox="1153 858 1946 1326" style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。 ・ 施設の周囲には、境界 さく 等を設置して境界線を明示すること。 ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。 ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。 ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。 ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。 <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>商務流通保安グループ</u>高圧ガス保安室 電話 03-3501-1706 FAX 03-3501-2357</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u>年4月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 高圧ガス貯蔵所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。 ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。 ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。 <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>原子力安全・保安院</u>保安課 電話 03-3501-1706 FAX 03-3501-2357</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>17</u>年8月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 高圧ガス貯蔵所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）</p>

改正案	現行
<p>2・3 (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>商務流通保安グループ</u>高圧ガス保安室 電話 03-3501-1706 FAX 03-3501-2357</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (火薬庫)</p> <p>平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 火薬庫 (国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>商務流通保安グループ</u>鉱山・火薬類監理官付 電話 03-3501-<u>1870</u> FAX 03-3501-<u>6565</u></p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>原子力安全・保安院</u>保安課 電話 03-3501-1706 FAX 03-3501-2357</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (火薬庫)</p> <p>平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 火薬庫 (国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>原子力安全・保安院</u>保安課 電話 03-3501-<u>1706</u> FAX 03-3501-<u>2357</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="271 285 1021 319">生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）</p> <p data-bbox="855 384 1088 464">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p> <p data-bbox="248 528 1037 655">1. 施設の種類 火薬類の製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）</p> <p data-bbox="248 719 448 753">2・3 （略）</p> <p data-bbox="248 817 1081 992">4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>商務流通保安グループ鉦山・火薬類監理官付</u> 電話 03-3501-<u>1870</u> FAX 03-3501-<u>6565</u></p> <p data-bbox="271 1056 1043 1090">生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）</p> <p data-bbox="855 1155 1088 1235">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 経済産業省</p>	<p data-bbox="1146 285 1897 319">生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）</p> <p data-bbox="1727 384 1960 464">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p> <p data-bbox="1124 528 1912 655">1. 施設の種類 火薬類の製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）</p> <p data-bbox="1124 719 1323 753">2・3 （略）</p> <p data-bbox="1124 817 1733 992">4. 所管省庁の連絡先 経済産業省 <u>原子力安全・保安院保安課</u> 電話 03-3501-<u>1706</u> FAX 03-3501-<u>2357</u></p> <p data-bbox="1146 1056 1919 1090">生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）</p> <p data-bbox="1727 1155 1960 1235">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p>

改正案	現行
<p>1. 施設の種類 高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課</u> 電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675</p> <p>経済産業省 <u>商務流通保安グループ</u> 電力安全課 電話 03-3501-1742 FAX 03-3580-8486</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）</p> <p style="text-align: right;">平成 27年4月 経済産業省</p>	<p>1. 施設の種類 高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p>経済産業省 <u>原子力安全・保安院</u> 電力安全課 電話 03-3501-1742 FAX 03-3580-8486</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）</p> <p style="text-align: right;">平成 17年8月 経済産業省</p>

改正案	現行
<p>1. 施設の種類 生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p>2. 施設の特 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険度の高い生物剤及び毒素（<u>経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁国民保護計画別表</u> 参照）を保有している。 ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。 </p> <p>3. 安全確保の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、同規程に基づいた運営の実施を図ること。 ・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。 ・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把 </p>	<p>1. 施設の種類 生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第10号）</p> <p>2. 施設の特 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険度の高い生物剤及び毒素（<u>別紙1</u> 参照）を保有している。 ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。 </p> <p>3. 安全確保の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程 (http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html)における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、<u>別表2</u> 及び <u>同規程</u>に基づいた運営の実施を図ること。 ・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。 ・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把 </p>

改正案	現行
<p>握しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。 ・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。 ・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。 ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。 ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。 ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。 <p>4 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>握しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。 ・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。 ・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。 ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。 ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。 ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。 <p>4 (略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙1)</p> <p>国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素</p>

改正案	現行
	<p>1 人に対して病原性を有する生物剤及び毒素</p> <p>(1) ウイルス</p> <p><u>痘そうウイルス、重症急性呼吸器症候群（SARS）</u> <u>コロナウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイル</u> <u>ス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、黄熱ウイルス、</u> <u>チクングニヤウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウ</u> <u>イルス、ウエストナイルウイルス、ニパウイルス、Bウ</u> <u>イルス、狂犬病ウイルスサル痘ウイルス、西部ウマ脳炎</u> <u>ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎</u> <u>ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、高病原性トリイン</u> <u>フルエンザウイルス、ハンタウイルス、フニンウイル</u> <u>ス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、リンパ球性</u> <u>脈絡髄膜炎ウイルス、ホワイトポックスウイルス、リフ</u> <u>トバレー熱ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイル</u> <u>ス、A型肝炎ウイルス、リッサウイルス</u></p> <p>(2) 細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）</p> <p><u>炭疽菌、Q熱菌、コレラ菌、塹壕熱リケッチア、赤痢</u> <u>菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチ</u> <u>ア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マル</u> <u>タ熱菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兎病菌、日本紅斑</u> <u>熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ</u> <u>属菌、ジフテリア菌、腸管出血性大腸菌、オウム病クラ</u></p>

改正案	現行
	<p><u>ミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ</u></p> <p>(3) <u>真菌</u></p> <p><u>コクシジオイデス・イミチス</u></p> <p>(4) <u>原生動物</u></p> <p><u>単包条虫又は多包条虫、オリエンチアツツガムシ、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫</u></p> <p>(5) <u>毒素</u></p> <p><u>ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2トキシン、HT-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン</u></p> <p>2 <u>家畜に対して病原性を有する生物剤</u></p> <p><u>牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス</u></p>

改正案	現行
	<p style="text-align: right;">(別表2)</p> <p style="text-align: center;"><u>生物剤等リスト及びBSL</u></p> <p><u>レベル1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。</u></p> <p><u>(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。</u></p> <p><u>1. ウイルス：</u></p> <p><u>2. 細菌：ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。</u></p> <p><u>3. 真菌：</u></p> <p><u>4. 原生動物：</u></p> <p><u>5. 毒素：</u></p> <p><u>6. 家畜に病原性を有する生物剤：ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。</u></p> <p><u>レベル2 (1) 通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。</u></p> <p><u>(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生</u></p>

改正案	現行
	<p data-bbox="1339 284 1877 320"><u>物学用安全キャビネットの中で行う。</u></p> <p data-bbox="1272 331 1944 416"><u>(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。</u></p> <p data-bbox="1122 427 1951 751">1. <u>ウイルス：重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、</u></p> <p data-bbox="1122 762 1951 1038">2. <u>細菌：コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、塹壕熱リケッチア、腸管出血性大腸菌</u></p> <p data-bbox="1122 1050 1951 1182">4. <u>原生動物：単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫</u></p> <p data-bbox="1122 1193 1951 1326">5. <u>毒素：ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラ</u></p>

改正案	現行
	<p data-bbox="1339 284 1944 464"> <u>トキシン、アブリン、コノトキシン、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、テトロドトキ シン、ビスカムアルバムレクチン、ボルケ ンシン、ミクロシスチン、モデシン</u> </p> <p data-bbox="1122 480 1944 560"> <u>6. 家畜に病原性を有する生物剤：牛疫ウイルス、牛肺疫 菌</u> </p> <p data-bbox="1122 624 1944 751"> <u>レベル3 (1) 実験室及びそこへの廊下を含めた管理区 域の立入り制限、二重ドア又はエアロック により外部と隔離された実験室を用いる。</u> </p> <p data-bbox="1256 767 1944 847"> <u>(2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及 び消毒可能なようにする。</u> </p> <p data-bbox="1256 863 1944 991"> <u>(3) 排気系を調節することにより、常に外部 から実験室内に空気の流入が行われるよう にする。</u> </p> <p data-bbox="1122 1007 1944 1329"> <u>1. ウイルス：黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウ エストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳 炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネ ズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎 ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー 熱ウイルス、ニパウイルス（大量※に保持 する場合はレベル4）、リッサウイルス</u> </p>

改正案	現行
	<p data-bbox="1115 288 1951 560">2. <u>細菌</u>：炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兔病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア</p> <p data-bbox="1115 576 1756 608">3. <u>真菌</u>：コクシジオイデス・イミチス</p> <p data-bbox="1115 624 1503 655">5. <u>毒素</u>：赤痢菌毒素</p> <p data-bbox="1115 671 1951 751">6. <u>家畜に病原性を有する生物剤</u>：口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス</p> <p data-bbox="1115 767 1939 799">※…25cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。</p> <p data-bbox="1115 863 1951 1326">レベル4 (1) <u>独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。</u> (2) <u>壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分（吸排気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密構造とする。</u> (3) <u>作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。</u> (4) <u>実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔</u></p>

改正案	現行
	<p data-bbox="1352 285 1957 368"><u>離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。</u></p> <p data-bbox="1272 381 1957 608">(5) <u>実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。</u></p> <p data-bbox="1272 620 1957 799">(6) <u>実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス（エチレンオキシド又はホルマリン）滅菌装置を設ける。</u></p> <p data-bbox="1272 812 1957 895">(7) <u>実験室からの排水は120℃加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。</u></p> <p data-bbox="1272 908 1957 991">(8) <u>実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。</u></p> <p data-bbox="1272 1003 1957 1086">(9) <u>作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。</u></p> <p data-bbox="1122 1099 1957 1331">1. <u>ウイルス：痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトボックスウイルス</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="264 475 1043 512">生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）</p> <p data-bbox="855 571 1088 655">平成 27年4月 経済産業省</p> <p data-bbox="248 719 465 751">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="264 767 1032 847">毒性物質取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第11号）</p> <p data-bbox="248 911 448 943">2～4 （略）</p> <p data-bbox="248 1007 1059 1038">生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設）</p> <p data-bbox="855 1102 1088 1187">平成 27年4月 国土交通省</p> <p data-bbox="248 1251 465 1283">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="300 1299 1061 1331">鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第27条第4</p>	<p data-bbox="1115 331 1951 416"><u>※上記に記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。</u></p> <p data-bbox="1137 475 1917 512">生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）</p> <p data-bbox="1720 571 1957 655">平成 17年8月 経済産業省</p> <p data-bbox="1122 719 1339 751">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1137 767 1910 847">毒性物質取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第11号）</p> <p data-bbox="1122 911 1321 943">2～4 （略）</p> <p data-bbox="1122 1007 1933 1038">生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設）</p> <p data-bbox="1720 1102 1957 1187">平成 17年8月 国土交通省</p> <p data-bbox="1122 1251 1339 1283">1. 施設の種類</p> <p data-bbox="1173 1299 1935 1331">鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第27条第4</p>

改正案	現行
<p>号)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (水域施設、係留施設)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 国土交通省</p> <p>1. 施設の種類 水域施設、係留施設 (国民保護法施行令第27条第7号)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 連絡先 国土交通省港湾局 <u>海岸・防災課危機管理室</u> 電話 (代表) 03-5253-8111 (内線46283) (直通) 03-5253-8070 FAX 03-5253-<u>1654</u></p>	<p>号)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (水域施設、係留施設)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 国土交通省</p> <p>1. 施設の種類 水域施設、係留施設 (国民保護法施行令第27条第7号)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 連絡先 国土交通省港湾局 <u>管理課港湾保安対策室</u> 電話 : (代表) 03-5253-8111 (内線 46283) (直通) 03-5253-8070 F A X : 03-5253-<u>1648</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="315 285 1012 368">生活関連等施設の安全確保の留意点 (滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)</p> <p data-bbox="855 432 1086 515">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 国土交通省</p> <p data-bbox="248 576 1066 703">1. 施設の種類 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 (国民 保護法施行令第 27 条第 8 号)</p> <p data-bbox="248 767 448 799">2・3 (略)</p> <p data-bbox="248 863 909 1238">4. 連絡先 国土交通省航空局 (滑走路等、旅客ターミナル施設) <u>安全部安全企画課</u> 電話 (代表) 03-5253-8111 (内線 <u>48179</u>) (直通) 03-5253-<u>8696</u> FAX 03-<u>3580-5233</u></p>	<p data-bbox="1189 285 1886 368">生活関連等施設の安全確保の留意点 (滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)</p> <p data-bbox="1729 432 1960 515">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 国土交通省</p> <p data-bbox="1124 576 1942 703">1. 施設の種類 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 (国民 保護法施行令第 27 条第 8 号)</p> <p data-bbox="1124 767 1323 799">2・3 (略)</p> <p data-bbox="1124 863 1874 1190">4. 連絡先 国土交通省航空局 (滑走路等、旅客ターミナル施設) <u>飛行場部管理課</u> 電 話 : (代表) 03-5253-8111 (内線 <u>49120</u>) (直通) 03-5253-<u>8715</u> F A X : 03-<u>5253-1658</u></p>

改正案	現行
<p>(航空保安施設) <u>交通管制部交通管制企画課</u> 電話 (代表) 03-5253-8111 (内線 51123) (直通) 03-5253-8739 FAX 03-5253-1663</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (ダム)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 国土交通省</p> <p>1. 施設の種類 ダム (国民保護法施行令第 27 条第 9 号)</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 安全確保の留意点 (共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。 	<p>(航空保安施設) <u>管制保安部保安企画課</u> 電 話 : (代表) 03-5253-8111 (内線 51123) (直通) 03-5253-8739 F A X : 03-5253-1663</p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 (ダム)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>17</u> 年 <u>8</u> 月 国土交通省</p> <p>1. 施設の種類 ダム (国民保護法施行令第 27 条第 9 号)</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 安全確保の留意点 (共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。 <p>(平素からの備え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町村等の協力による幅広い情報収集体制の確保</u> ・ <u>警察署及び消防署と連携した不審物の早期発見・処理、挙動不審者の発見</u> ・ <u>点検・巡視時における不審物等への特段の注意</u> ・ <u>ダム管理庁舎及び堤体監査廊等の出入口における施錠及び入退室のチェック体制の強化</u> ・ <u>危機管理上重要となるダム放流設備等の入念な点検及び監視カメラによる監視の強化</u> ・ <u>関係機関と連携した水質事故対策実施体制の強化</u> ・ <u>その他各施設等の特性に応じ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。 <p>(平素からの備え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>事案発生時の連絡通報体制の確立</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。</u> ② <u>自主警備の強化に関する備え</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>操作室・機械室等への侵入を防止するために鍵の二重化、センサー等の設置を行うこと。</u> ・ <u>駐車場（出入り口など）については夜間の照明を行うこと。</u> ・ <u>水源となっているダムについては、定期的に水質の検査を行うこと。</u> ・ <u>ごみ箱の集約・撤去を行うこと。</u> ③ <u>施設の管理に関する備え</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>常時管理所にオイルフェンス、吸着マット、水質調査キット等の資機材を備え付けること。</u>

改正案	現行
<p>(武力攻撃事態等における留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>関係機関への緊急情報の連絡</u> ・ <u>関係機関と連携した不審物の処理</u> ・ <u>関係機関への挙動不審者の迅速な通報</u> ・ <u>関係機関への協力要請</u> ・ <u>ダム下流への警報及び緊急的な貯水位の低下の実施</u> (時間的な余裕がある場合に限る) <p>※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。</p>	<p>(武力攻撃事態等における留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>自主警戒の強化、出入口の管理の徹底</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都道府県警察等との緊密な連絡の下、職員等による巡回警備や監視カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に操作室・機械室等については、重点的に巡回警備の実施を行うこと。</u> ・ <u>操作室・機械室への出入り管理に当たっては、施設への出入り口等の限定を行うとともに、施設へ出入りする者の確認を行うこととし、職員以外の出入りは原則禁止とすること。なお、その際、身分確認、携行品の確認を行うこと。</u> ② <u>住民等への協力要請</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ダム周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。</u> ③ <u>その他</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>武力攻撃事態等が発生した際には、貯水量は必要最小限にすること。</u> <p>※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。</p>

改正案	現行
<p>4. 連絡先 国土交通省 <u>水管理・国土保全局</u> <u>河川環境課</u> <u>流水管理室</u> <u>ダム管理係</u> 電話（代表）03-5253-8111 （内線35494） （直通）03-5253-8449 FAX 03-5253-1603</p> <p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 <u>原子力規制庁</u></p> <p>1. 施設の種類 放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法 施行令第28条第7項）</p> <p>2 （略）</p> <p>3. 安全確保の留意点 （1）放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）</p>	<p>4. 連絡先 国土交通省 <u>河川局</u> <u>河川環境課</u> <u>ダム管理係</u> 電 話：（代表）03-5253-8111（内線35-494） （直通）03-5253-8449 F A X：03-5253-1603</p> <p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 <u>文部科学省</u></p> <p>1. 施設の種類 放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法 施行令第28条第7項）</p> <p>2 （略）</p> <p>3. 安全確保の留意点 （1）放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）</p>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底 ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底 ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底 ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底 ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底 ⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認 ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせて措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。 ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底 ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底 ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底 ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底 ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底 ⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認 ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせて措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。 ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得

改正案	現行
<p>ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平素から <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繫の下、自主警戒の強化に努めること。 <p>(2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底 ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底 ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底 ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底 ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底 ⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整 	<p>ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平素から <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繫の下、自主警戒の強化に努めること。 <p>(2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底 ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底 ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底 ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底 ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底 ⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整

改正案	現行
<p data-bbox="353 285 488 317">備・確認</p> <ul data-bbox="315 336 1077 1043" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="315 336 1077 560">・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせて措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。 <li data-bbox="315 576 1077 799">・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。 <li data-bbox="315 815 1077 895">・ 関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。 <li data-bbox="315 911 1077 1043">・ 平素から <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繫の下、自主警戒の強化に努めること。 <p data-bbox="259 1107 880 1139">(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者</p> <ul data-bbox="315 1158 1077 1335" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="315 1158 1077 1335">・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 	<p data-bbox="1227 285 1361 317">備・確認</p> <ul data-bbox="1182 336 1944 995" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1182 336 1944 560">・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせて措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。 <li data-bbox="1182 576 1944 799">・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。 <li data-bbox="1182 815 1944 895">・ 関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。 <li data-bbox="1182 911 1944 995">・ 平素から <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繫の下、自主警戒の強化に努めること。 <p data-bbox="1133 1107 1753 1139">(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者</p> <ul data-bbox="1182 1158 1944 1335" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1182 1158 1944 1335">・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

改正案	現行
<p>①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底</p> <p>②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底</p> <p>③管理区域に出入りする場合の管理の徹底</p> <p>④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底</p> <p>⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底</p> <p>⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平素から <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繫の下、自主警戒の強化に努めること。 <p>(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 	<p>①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底</p> <p>②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底</p> <p>③管理区域に出入りする場合の管理の徹底</p> <p>④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底</p> <p>⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底</p> <p>⑥事故・トラブル等が発生した場合の <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平素から <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な連繫の下、自主警戒の強化に努めること。 <p>(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

改正案	現行
<p>①事故・トラブル等が発生した場合の <u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 <u>原子力規制庁放射線対策・保障措置課</u> 電話 03-<u>5114-2155</u> FAX 03-<u>5114-2128</u></p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点</p> <p>平成 <u>27</u>年<u>4</u>月 原子力規制庁</p> <p>1. 施設の種類 製錬施設、加工施設、<u>試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質及び核原料物質の使用施設等、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号）</u></p>	<p>①事故・トラブル等が発生した場合の <u>文部科学省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認</p> <p>4. 所管省庁の連絡先 <u>文部科学省原子力安全課放射線規制室</u> 電話：03-<u>6734-4043</u> FAX：03-<u>6734-4048</u></p> <p>生活関連等施設の安全確保の留意点 <u>（原子力施設）</u></p> <p>平成 <u>17</u>年<u>8</u>月 経済産業省</p> <p>1. 施設の種類 製錬施設、加工施設、<u>原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号）</u></p>

改正案	現行
<p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物を取り扱っている。 ・ 原子力施設で <u>防護対象</u> 特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（<u>防護区域等の設定</u>、<u>出入管理</u>、<u>監視装置の設置</u>、<u>見張り人の巡視等</u>）等を講ずべきことが義務付けられている。 <p>（注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <p><u>（1）事業者等及び受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。</u></p>	<p>2. 施設の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物、これらによって汚染された物を取り扱っている。 ・ 原子力施設で特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（<u>防護区域の設定</u>、<u>出入管理</u>、<u>監視装置</u>、<u>見張り人の巡視等</u>）等を講ずべきことが義務付けられている。 <p>（注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）</p> <p>3. 安全確保の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業者等及び事業者等から運搬を委託された者並びに受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置、簡易運搬に係る技術上の基準等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所及び経済産業省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。</u>

改正案	現行
<p>(2) 原子炉等規制法に基づく <u>防護対象 特定核燃料物質</u> を取り扱う事業者においては、<u>(1)に加え</u>、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実に行うとともに、特に以下の点について徹底すること。</p> <p>①<u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関との <u>平素からの緊密な情報交換</u></p> <p>②武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、<u>原子力規制庁</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認</p> <p>③防護区域等の巡視及び監視の実施</p> <p>④防護区域等への人の出入管理</p> <p>⑤核物質防護設備の点検及び整備</p> <p>⑥特定核燃料物質の管理</p> <p>⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備</p> <p>(3) 訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。</p> <p>(4) 施設及び設備の監視を徹底すること。</p> <p>(5) 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。</p> <p>(6) 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応につ</p>	<p>・ 原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実に行うとともに、特に以下の点について徹底すること。</p> <p>①<u>経済産業省</u> 及び治安当局等の関係機関との緊密な情報交換</p> <p>②武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、<u>経済産業省</u> 及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認</p> <p>③防護区域等の巡視及び監視の実施</p> <p>④防護区域等への人の出入り管理</p> <p>⑤核物質防護設備の点検及び整備</p> <p>⑥特定核燃料物質の管理</p> <p>⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備</p> <p>・ 訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。</p> <p>・ 施設及び設備の監視を徹底すること。</p> <p>・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。</p> <p>・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応につ</p>

改正案	現行
<p>いて、あらかじめ備えておくこと。</p> <p><u>(7) 事業者等から運搬を委託された者は、危険時の措置、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を順守すること。特に、核燃料物質等の盗取や妨害破壊行為を防止する観点から、特に以下の点に留意すること。</u></p> <p><u>①武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認</u></p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p><u>原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課</u></p> <p>電話 03-5114-2121</p> <p>FAX 03-5114-2183</p> <p><u>原子力規制庁原子力規制企画課</u></p> <p>電話 03-5114-2109</p> <p>FAX 03-5114-2177</p>	<p>いて、あらかじめ備えておくこと。</p> <p>4. 所管省庁の連絡先</p> <p><u>経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課</u></p> <p>電話 03-3501-1637</p> <p>FAX 03-3580-8539</p>